

## 2015年度 第1回 第三者定期監査の結果の報告について

### はじめに

日本原燃は、2004年度より、「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および2009年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況とPDCA展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による継続的な確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査は、2014年度の監査内容を考慮しつつ、日本原燃の各担当部署が改善策を反映した日常業務を風化・形骸化させず維持・継続しているか否かを主要な視点とした監査を受けました。併せて一般QMS（品質マネジメントシステム）に係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とされました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・2015年7月28日～31日：再処理事業部
- ・2015年8月3日～4日：濃縮事業部
- ・2015年8月3日～4日：埋設事業部
- ・2015年8月5日：品質保証室

### 1. 監査の結果

「指摘事項」および「観察事項」は、いずれの被監査部門にもありませんでした。  
なお、「提言事項」<sup>\*1</sup>が再処理事業部に3件ありました。

（添付-1：「2015年度第1回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針」参照）

また、「良好事例」として、再処理事業部から3件、濃縮事業部から1件、および埋設事業部から1件が抽出されました。

※1（提言事項の定義）：定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

### 2. 監査結果の概要

LRJ監査報告書（全体総括）の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部門にも「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。  
再処理事業部に3件の「提言事項」を提起した。

#### (2) 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした気運

の中で、「良好事例」を再処理事業部から3件、濃縮事業部から1件、および埋設事業部から1件を抽出した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照していただきたい。

### (3) 各注力事項に対する個別所見

#### ①トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

事前に入手したマネジメントレビュー結果の記録について、内容をレビューした結果、必要十分な資料が準備されており、それらを基にした活発な議論が行われている状況を確認することができた。

マネジメントレビュー活動については、特段問題となる事象は観察されない。

#### ②「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

「改善策」を反映した日常業務の遂行状況を監査した結果、いずれの事業部／室に対しても品質目標に掲げられた主要な活動は、的確に実践・実行されている状況を観察できた。また、その過程でPDCAを展開し、自律的改善が図られている幾つかの事象を確認した。

今回の監査を通じて、各被監査部署に対して特段問題となる事象は観察されなかった。

#### ③トラブル／不適合事象の再発防止対策の取り組み状況

全社的にトラブルや不適合低減に向けての取組みが継続している。ヒューマンエラーによるトラブルの発生は減少傾向にあるものの、依然として繰り返し発生している状況が観察されている。

なお、再処理事業部におけるヒューマンエラーの主な発生原因としては、策定された関連規定・マニュアル類を遵守した作業が必ずしも行われていないことによるものと推察される。すなわち、「決めたことを決めた通りに行う」という極めて基本的な活動が必ずしも厳格に守られていないことによるものであろう。

この状況は、視点を変えれば、再処理事業部の品質保証システムの形骸化の初期兆候と捉える事ができるかもしれない。早急な対応検討が望まれる。

#### ④内部監査の実施状況

再処理事業部の保安監査課の内部監査活動については、的確な活動が維持・継続していることを確認した。

直近の監査報告書を閲覧したが、その中には、被監査箇所が制定している品質保証標準類が遵守されていないことに起因したヒューマンエラー事象が要望事項として複数報告されている。このように保安監査課が要望した「決めたことを決めた通りに行う」ことを、指摘事項には至らない事象であっても、その内容が風化・形骸化の兆候を包含する事項については、事業部内への水平展開が行える仕組みの構築が必要であろう。

#### ⑤前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回監査時の提言事項のフォローアップ状況を聴取した結果、適切な対応が行

われていることを確認した。

#### (4) 終わりに

今回の監査の総括的な結論として、「改善策」を反映した日常業務、および一般QMSに係るいずれの活動も風化せず、定着した活動となっていると判断できる。

日本原燃のいずれの事業部／室においても、品質保証体制は、成熟域にある状態を維持・継続していると捉えることができる。

すなわち、現在の成熟域にある品質保証体制を今後とも維持・継続するためには、地道であるが、日本原燃の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する(PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことをこれまで以上に繰り返し、説き続けることが基本であると考える。

### 3. 監査結果に対する日本原燃の取組み

今年度第1回目の定期監査では、LRJより、「日本原燃の品質保証体制は、成熟域にある状態を維持・継続していると捉えることができる」との所見をいただくとともに「提言事項」を3件提起されました。

日本原燃としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、有益なものと認識しており、速やかに今後処置を行います。

また、引き続いて、改善活動に取り組んでいく所存です。

以上

## 2015年度第1回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針

監査項目	LRJの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実行されている状況	<p>「業務目標・品質目標・労働安全衛生計画の達成状況」管理表に関して、「JEAC4111-2009」の「5.4.1 品質目標」の項には『品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていないなければならない。』と規定されている。</p> <p>今回の監査で各被監査部署の品質目標ならびに達成状況をレビューしたところ、一例として、達成指標として「教育の実施」というような達成度がかなならずしも判定可能とはいえない指標がかなりの頻度で見受けられた。可能な限り、規定の要求事項に沿う方向での品質目標作成の努力が望まれる。</p>	<p>各階層で品質目標を設定していることから、各階層間で品質目標にばらつきが生じないように、品質目標の展開例および達成度の記載例を策定し、これに基づき品質目標を設定することを周知する。</p>	再処理事業部 品質保証課 品質保証課
「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実行されている状況	<p>達成指標に記載された品質目標の達成度は、評価[C]欄において、これまでの活動が評価されることとなる。しかし、今回の監査の過程では、達成指標に記載された事項と評価欄に記載された内容とが必ずしも整合しないものが見受けられた。品質目標の達成度を正確に評価し、今後に対する適切な処置実施のために、各部署における「達成度の見える化」を図ることが望まれる。</p>	<p>四半期毎に実施する評価では、実施状況に応じた達成度の評価結果を記載することとしており、達成目標に対応した評価結果を記載することを改めて周知および指導する。</p>	再処理事業部 品質保証課 品質保証課

トラブルノ不適合事象の再発防止対策の取り組み状況	<p>第三者監査チームがこれまでに作成してきた定期監査報告書のあとがきの項には、常に『成熟域にある活動を今後とも維持・継続するためには、地道であるが、JNFL 殿の業務に係る全ての要員に対し、必ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する (PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」との重要性を説き続けることが基本であると考える。』との文言を記載している。</p> <p>今回の監査を通じて、保安監査課が作成した「年度監査実施状況報告書(2015 年度第 1 四半期)」の監査結果欄には、品質保証標準類の遵守不十分に起因する日常活動の風化・形骸化についての懸念が述べられている。第三者監査チームも同意するところである。</p> <p>また、計装保全課に対する監査時に確認した不適合事例も「決めたルールを守る。」という基本的な活動が不十分であったことに起因したものであることが判明している。</p> <p>これらの事例は、風化・形骸化の初期兆候と捉えることができる。事業部レベルでの適用すべき品質保証標準類を遵守することの重要性を周知・認識させる活動の展開を期待する。</p>
再処理事業部 品質保証部 品質保証課	安全の最優先を掲げる中、不適合事例の発生要因が基本的なルール遵守の不十分さにあつたことを重く受け止め、事業部員一人ひとりが基本的なルールの遵守の重要性について再認識するよう、事業部長より事業部全体に周知する。